

第4節

省移行と国際平和協力活動などの本来任務化¹

防衛庁は、昨年1月9日に防衛省に移行した。また、これと同時に、国際平和協力活動などが自衛隊の本来任務と位置付けられた。防衛省・自衛隊は、わが国の平和と独立を守るという国家存立にとって最も基本的な役割を担う重要な組織であり、防衛省への移行および国際平和

協力活動などの本来任務化という二つの大きな施策は、安全保障や危機管理の問題への対処という今日の重要な課題に的確に対応していくために行われたものである。

本節では、これらの施策および現在の課題となっている、国際平和協力のためのいわゆる「一般法」をめぐる議論について説明する。

1 省移行の意義

1 省移行の意義

(1) 防衛政策に関する企画立案体制の強化

近年、自衛隊の任務が拡大・多様化し、実際の活動も増加しているとともに、毎年のように防衛に関する重要法案が国会で成立してきている。

省移行により、「国の防衛」に専任する「主任の大臣」が置かれることになり、政策官庁にふさわしく、防衛大臣が責任と権限を持って多様な政策オプションを提示することが可能となった。これにより、政策の企画立案機能と実行力が強化されることとなった。

(2) さまざまな緊急事態への迅速・的確な対応

省移行により、次の点から、わが国の緊急事態対処体制が補強された。

ア 防衛大臣が「国の防衛」に専任する主任の大臣となることによる、わが国の防衛に関する責任の所在の明確化

イ 国家の危機管理に取り組むわが国の姿勢を内外に明確に提示

ウ 防衛大臣が主任の大臣として直接に次のような職務を行うことが可能となることによる、危機管理態勢の一

層の充実・強化

- ① 安全保障や自衛隊に関する法令の制定・改正に当たっての閣議請議¹や省令の制定
- ② 予算の要求や執行を財務大臣に求めることや演習場などの行政財産の取得
- ③ 海上警備行動など、国民の生命と財産を守る重要な活動について実施の決定を行うための閣議請議
- ④ 防衛省・自衛隊の主要幹部の人事の承認のための閣議請議

なお、内閣の首長としての内閣総理大臣の権限は、引き続き内閣総理大臣が保有しており、変更はない。

(3) 国際社会の平和と安定に主体的かつ積極的に取り組む体制の整備

防衛協議や国際的対話、海外で自衛隊が諸外国と協力して活動する場合などにおいて、諸外国の国防を担当する行政組織と対等な「省」という位置付けになった。また、防衛大臣が、諸外国の防衛首脳などと名実ともに同格の行政機関の長同士として協議を行うことにより、信頼醸成や協力関係がさらに深化することとなる。

1) これまで付随的な業務と位置付けられてきた国際平和協力活動などを、わが国防衛などの任務と同じ本来任務とすること（本節2参照）。

1-1) 各大臣が案件を内閣総理大臣に提出して閣議を求めること。

2 防衛政策の基本の堅持

省移行は、重要な防衛政策の企画立案を担う組織としてふさわしい体制を整備することが目的であり、憲法と

自衛権の関係はもちろんのこと、わが国の防衛政策の基本は変更していない。(各原則の内容については3節(P93)参照)

2 国際平和協力活動などの本来任務化の意義

1 本来任務化以前の考え方

自衛隊の任務については、「主たる任務」として、直接侵略および間接侵略に対しわが国を防衛するために行う防衛出動がある。自衛隊には、このほか、必要に応じて行う任務として「従たる任務」と呼ばれるものがあり¹⁾、「主たる任務」と「従たる任務」を合わせたものが、自衛隊の「本来任務」である。

自衛隊がこれまで参加してきた国際平和協力活動は、周辺事態安全確保法に基づく活動や、機雷の除去や在外邦人などの輸送といった活動とともに、本来任務ではなく、自衛隊法上、第8章(雑則)あるいは附則に規定される「付随的な業務」という位置付けであった。

2 任務の位置付けの見直し

一方、近年、国際平和協力活動、周辺事態への対応、船舶の航行安全のための機雷の除去および海外での紛争などの際の在外邦人の輸送といった役割がより一層防衛力に求められており、これらの役割について、防衛省として適切に取り組む体制を整備することが必要である。これらの活動を、従来の付随的業務から本来任務へと変更したのは、そのような体制整備の一環である。

また、自衛隊が国際平和協力活動に主体的・積極的に取り組むためには、教育訓練体制、所要の部隊の待機態勢、輸送能力の向上といった体制整備を進める必要がある。こうした体制整備は、自衛隊の任務における国際平和協力活動の位置付けを見直し、本来任務として位置付

けた上で行うことが適切である。

本来任務化により、わが国の国際平和に対する取組を、国内のみならず国際社会にメッセージとして示すことができる。また、厳しい環境の中で活動する隊員が一層の自覚と誇りをもって職務に専念し得るものと考えている。

本来任務化は、それ以前と比較して新たな任務を自衛隊に付与したり、具体的な自衛隊の活動の範囲、権限などの内容を変更したりするものではない。それぞれの活動は、引き続き、憲法の枠内で根拠となる法律の規定に基づいて実施される。

3 本来任務と位置付けた活動

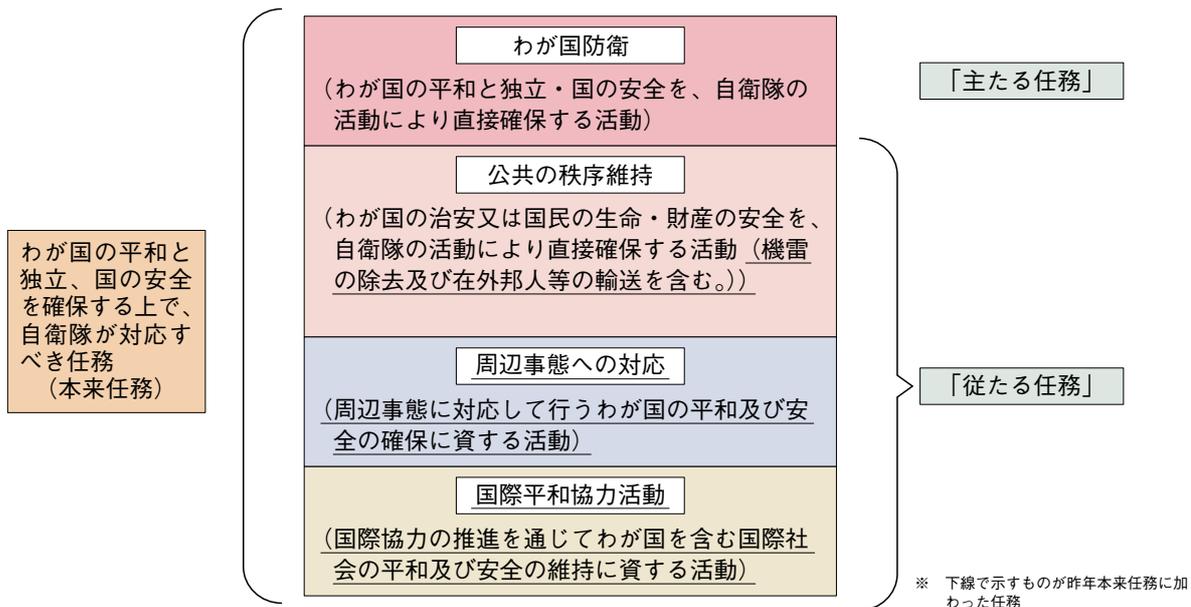
具体的には、それまで付随的業務とされてきた活動のうち、次のものを「従たる任務」である本来任務と位置付けた。

- (1) わが国を含む国際社会の平和および安全の維持に資する活動である国際緊急援助活動等、国際平和協力業務等、テロ対策特措法に基づく活動、イラク人道復興支援特措法に基づく活動²⁾
- (2) 周辺事態に対応して行うわが国の平和と安全の確保に資する活動である周辺事態法に基づく後方地域支援などおよび船舶検査活動法に基づく船舶検査活動
- (3) 国民の生命・財産の安全を確保する活動である機雷等の除去および在外邦人等の輸送

1) 国際平和協力活動などの本来任務化以前の「従たる任務」としては、国民保護等派遣、治安出動、警護出動、海上における警備行動、弾道ミサイル等に対する破壊措置、災害派遣、地震防災派遣、原子力災害派遣、領空侵犯に対する措置などがあつた。

2) 本年1月に成立した補給支援特措法に基づく活動も本来任務と位置付けられる。

図表Ⅱ-1-4-1 本来任務化に伴う自衛隊の任務に関する概念図



3 いわゆる「一般法」をめぐる議論

近年、国際平和協力活動のための一般的な法律の整備をめぐる議論がさまざまな場で活発に行われている。

福田内閣官房長官（当時）の下に設置された「国際平和協力懇談会」が02（平成14）年12月に公表した報告書の中では、国連決議に基づくいわゆる「多国籍軍」へのわが国の協力（たとえば、医療、通信、運輸などの後方支援）について一般的な法整備の検討を開始することなどの提言がなされた。また、小泉総理（当時）の下に設置された「安全保障と防衛力に関する懇談会」が04（同16）年10月に公表した報告書の中では、新たな安全保障戦略を実現するための政策課題の一つとして、「国際平和協力のための一般法の整備」が挙げられた。

一方、06（同18）年8月、自由民主党の防衛政策検討小委員会においては、わが国が主体的かつ積極的に国際平和協力活動に寄与することを目的とするとの「国際平和協力法案」がその後の党内論議のための案として了承された。さらに、本年5月には与党プロジェクトチーム

の初会合が開かれ、事後、計9回にわたり精力的に議論が行われた結果、翌月には中間報告¹がまとめられた。また、国会においても、同活動に関する一般的な法律の意義や内容についてたびたび議論が行われている。

わが国は、これまで国際平和協力法などに基づき、さまざまな国際平和協力を行ってきた。一方、国際の平和及び安全を維持するため国際社会が協力して行う活動が多様化してきていることから、必要性が生じるたびに特措法を制定して個別に対応を行ってきたが、あらかじめわが国が行う活動の内容・要件・手続などについて一般的な法律を整備しておくことが、わが国が「平和協力国家」としての役割を果たす上で、迅速かつ効果的に国際平和協力活動を実施していくために望ましく、また、国際平和協力に関するわが国の基本的方針を内外に示す上でも有意義と考えている。

防衛省としては、本件は、与党における議論をはじめ国民的な議論の深まりを十分に踏まえて検討していく課題と認識している。

1) 第1回プロジェクトチームにおいて、一般法制定の検討に当たっては現行憲法の範囲内とすることや、国会承認をはじめとする文民統制を確保することなどの基本合意が行われた。その上で、中間報告では、停戦監視や人道復興支援などに加え、新たに警護任務を付与するか否か、国連決議のない場合の国際平和協力活動などの項目について引き続き同プロジェクトチームで協議することとされている。（資料7（P318）参照）